児童扶養手当のご案内

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉増進を図ることを目的として、児童を養育する母または父等に対して支給される手当です。

- 児童が 18 歳に到達する年度の末日まで受給できます。
- 毎年８月に現況届を提出する必要があります。
- 所得制限があります（別紙参照）。

○手当月額（令和８年４月～）

	全部支給	一部支給 ※
児童１人の場合	48,050 円	48,040 円～11,340 円
児童２人以上の場合	11,350 円	11,340 円～ 5,680 円

※ 所得に応じて手当の一部あるいは全額が支給停止になります。

○支払予定日

3～4 月分…5 月　5～6 月分…7 月　7～8 月分…9 月　9～10 月分…11 月
11～12 月分…1 月　1～2 月分…3 月　※ 奇数月の 11 日に 2 カ月分が支給されます。

○手続き

◆ 必要なもの
- □ 請求者及び児童の戸籍謄本 ※離婚日等、支給要件となる事実が記載されているもの
- □ 本人名義の預金通帳またはキャッシュカード
- □ 基礎年金番号がわかるもの（年金手帳 等）
- □ マイナンバーの確認ができるもの
- □ 健康保険の資格情報が確認できるもの

◆ 状況に応じて必要なもの
- □ 賃貸借契約書（住居が借家等の場合）
- □ 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健手帳（所持者の場合）
- □ 年金証書（年金受給者の場合）
- □ 在留カード（所持者の場合） 等

◆ 記入するもの
- □ 認定請求書
- □ 申立書（別紙 2）
- □ 養育費等申告書
- □ ＤＶ調査票 等

✧ **<u>福祉医療について（母子家庭等・父子家庭等）</u>**

ひとり親家庭等の母又は父等の養育者と養育されている児童について、医療費の自己負担分を助成します。
※児童扶養手当と同様の所得制限があります。

- □ 全員の健康保険の資格情報が確認できるもの
- □ 所得課税証明書（10 月末日までに申請する場合は前年度のものも必要）※北方町にて所得が確認できる場合は必要ありません。